

○山本委員長 それでは、時間がまいりましたので、第3回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日の専門小委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。

本日も冒頭のみカメラ撮りを認めることとしております。

前回の委員会では、諮問事項に関する現状や課題を丁寧に把握する観点から、今般の感染症対応関係について厚生労働省及び内閣官房から、また、デジタル・トランスフォーメーションの進展関係についてデジタル庁から、それぞれヒアリングを行いました。

本日の委員会では、諮問事項に関連する課題認識や、これを踏まえ今次調査会において調査審議をすべき地方制度のあり方などについて、地方六団体の皆様から御意見を伺いたいと考えております。

まず、本日御出席いただきました地方六団体の皆様を御紹介いたします。

全国知事会会長の鳥取県知事 平井伸治様でございます。

全国市長会会長の福島県相馬市長 立谷秀清様でございます。

全国町村会会長の熊本県嘉島町長 荒木泰臣様でございます。

全国都道府県議会議長会会長の秋田県議会議長 柴田正敏様でございます。

全国市議会議長会会長の横浜市議会議長 清水富雄様でございます。

全国町村議会議長会会長の新潟県湯沢町議会議長 南雲正様でございます。

それでは、意見聴取に移りたいと思います。

まず、各団体からそれぞれ5分程度を目安に、順に御発表をお願いし、その後、質疑応答・意見交換を行うこととしたいと思います。大変短い時間で恐縮でございますけれども、まず、全国知事会の平井様、よろしく御願いいたします。

○平井会長 皆様、こんにちは。

本日は市川会長様、大山副会長様、また、山本委員長をはじめ、委員の皆様には、このようなお時間をいただきまして、本当にありがとうございました。

また日頃は、私ども地方六団体に対しまして温かい御指導を賜っておりますこと、さらには様々な改革につき御提言・御協議いただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

「春の山のうしろから烟が出だした」と詠んだのは尾崎放哉でございます。恐らく今春真っ盛り、このときに一つのろしが上がったのかもしれない。

私たちは今色々と変えなければならないことがあるように思います。今、大山先生とも話をしていました、例えば民主主義のこと、あるいは今コロナが大変であります。第7波がせり上がってきます。これは全国でBA.2が回っていることは明らかでございます、ひょっとするとこれから大変なことになるかもしれません。ただ、そんなことに耐えられるような、国・地方の制度、行政の受け皿というもの、また、皆さんが参画して、果たして本当にメリットのある制度というのはどういうところにあるのか。これを是非地方制度調

査会の中で、今後明らかにしていただければありがたいと思います。

私たちは現場です。従いまして、今日は私の方からはコロナ、それから、デジタル化、その他につきまして、項目に沿ってお話をしたいと思います。

資料の1にございます1番がコロナ感染症対策であります。正直に言って、今、危機管理の状態になっているかという疑問があります。総理が6月に司令塔対策をやるとおっしゃいました。是非地方の声を聞いていただきたいと思います。それぞれの自治体、みんな悪気があるわけではなくて、一生懸命やっております。後はうまく組み合わせるシステムがあった方がいいのではないかなということなのです。

そういう意味で(1)のアにあります、国と地方がどこまで出ていくのがいいのか。あるいはイに基本的対処方針というのがコロナ対策であるのですが、これが結構細かいところまで書いてあります。本当はそのときそのとき、また、その地域その地域で感染状況も違えばウイルスの型も違うわけですから、それに沿った対策を取らなくてはいけないのですが、あまりにも画一的になっていて、ここから先は国はやらないよ、ここから先は市町村がやってね、ここは県だよというように画一的に枠をはめるのが果たしていいのかどうかということなのです。

ウにありますように、コロナ対策はやはり専門家の知見が大事です。正直に申し上げて、私も政府の分科会に出ているのですけれども、具体のミクロの感染状況は我々の方が、むしろ現場で、保健所で一生懸命感染ルートを追っていますから、今、例えば学校が大変なことになっている、子供たちを守るのが大変だということなどは手に取るようによく分かるわけです。

ウイルスはもう2週間で世代交代します。そういう意味で考えますと、やはり考えなくてはいけない。2日に一遍は次の子供に変わっていくわけです。そうやって2週間も経てば、次の変異に今度は結びついていくわけです。果たして今の感染症対策がそれに対応できるような状態になっているかどうか。専門家、国、そして、地方の現場、この役割分担なり再編成が必要ではないかということなのです。

(2)にございますように、都道府県間でも、やはり首都圏だとか関西圏、そうしたところの一体性の問題がありますし、保健所設置市などのこともございまして、都道府県と市町村との関係ということも、もう一度考え直す機会があるのかもしれない。

また、保健所がまず最初に崩れるのです。それで保健所をどのように守るかというのがやはり本当のキーポイントになると思います。これは行政の組織の課題であります。そうしたところにも踏み込んで大きな議論をする必要があるのではないかなと思います。

それから、2番、デジタル・トランスフォーメーションの進展についてであります、(1)のところ、地方が活用しやすい環境整備でありますけれども、やはりデジタルというのはどうしても1つにまとめたくなります。しかし、まとまらないものがいっぱいあります。ですから、それぞれの自治体に合わせたそういうアプリケーションなり、そうしたモディファイが必要だということなのです。

また、イにありますように、今、実は国の基幹システム、これをAmazonとか、ああいうアメリカのビッグ企業が全部独占して落札しているのです。これは我が国の話です。果たしてこれで地方で本当にベンダが育つのか。その辺はやはりあるので、上手に組み合わせながらやるということを考えていただきたいと思います。

ウにありますように人材育成。これも全国でそういうものをつくっていく。それから、エにありますように取り残されない、お年寄りも含めてそうした体制を取れるようなキャッチアップを図ることが必要です。

(2)にありますけれども、ビッグデータを考えるとき、個人情報のあり方ということも課題になると思いますし、イにございますように、行政の事務を効率化することと併せて、住民が使いやすく便利になること、それが最終目的だと思います。

そういう意味でウにございますが、デジタル田園都市国家構想、これは大歓迎でありまして、この具体的なモデルづくりをやっていくべきではないかと思います。

3番が国と地方のパートナーシップであります、アにございますように、それぞれいわば3層制の制度とよく言われますが、私たちのイメージは、むしろこの間の垣根が壊れてくる、特にコロナでそれがよく分かりました。年に30回も大臣と話をできるようになったのです。そうしないとやはり回らないからということもあります。今がチャンスだと思うのです。もう1回、国・地方のパートナーシップを変えて、仕事のやり方を変えていく。国と地方の協議の場というのも、もっと活性化させていってもいいのではないかと、分科会というようなことがあるのではないかと、さらには事前協議や人的交流、そうしたものも含めて、地方の意見を反映させる仕組みというのがあるといいのではないかと。

また、市川会長をはじめ、分権の方でもお世話になっていますが、従うべき基準、あるいは計画の策定、この辺はメスを入れていただき感謝をしておりますが、なお一層進める必要があります。

また、財源の問題もまだ解決をしているわけではございません。さらに新しい制度をつくる。例えば今、女性だとか、あるいは子供だとか、新しい制度がこれからできてくると思います。そのときに必ず地方の恒久的な財源ということを考えていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、全国市長会の立谷様、よろしく申し上げます。

○立谷会長 全国市長会でございます。

今、平井知事からのお話と若干共通するところもあるのですが、私から市長会としての問題意識についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対応についてであります。県の方も大分頑張っていただいているのですけれども、県と市町村の情報共有が必ずしもうまくいっていないのです。例えば保育所や学校の設置者は市町村ですから、例えば学校全体を休校にするといったことを決めるのは我々市町村なのです。

その中で、必ずしも情報共有がしっかりされていないということが、問題になりました。市町村でも市民から問い合わせがありますから窓口をつくりたいのですけれども、窓口で提供できる情報に限界があるわけです。個人情報保護の問題等が当然あります。仮に、デマが横行し、デマに基づいたいじめが起きたとしても、デマを否定することもできない。一昨年に、厚生労働省に、県と市町村間の情報共有がうまくできるようにとお願いして、通知が出たのですけれども、やはり個人情報保護の問題があるのです。このところはある程度突破していかないとデマの否定もできない。市民の皆さんに明確に情報を伝えることができない。

また、保健所未設置の自治体が、情報共有の問題もあり、例えば自宅療養の方々に対して、どこまで対応できるのかという問題があるのです。そういった意味で、感染症法等で保健所未設置自治体の役割を明確化していただくことをお考え願いたいと思っています。

それから、国・都道府県・市町村の役割分担についてであります。平井知事もお話になりましたけれども、今ひとつはっきりしていないのです。もう少し連携するような形ができないかということを我々は考えておりました。感染症法、予防接種法、地域保健法等々、なかなか難しいところもあろうかと思いますが、今までの経験を踏まえて、スムーズにいくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、指定都市からのお願いということで御紹介します。まん延防止等々は県の仕事だと思ひますけれども、指定都市もそれなりの大きな自治体ですから、ある程度しっかりと対応したい。そのような御意見がございますので、この点については新型インフル特措法上の権限と財源を併せて移譲することも含めて御検討いただきたいと思ひます。

それと、今3回目のワクチン接種が相馬市ではおおよそ打ち終わったところなのですが、これから4回目のワクチン接種の議論になってきます。3回目のワクチン接種の際、私は岸田総理に直接、12月から、6か月間隔での接種としてくださいとお願いしました。ところが、分かりましたと言った後8か月になって、また6か月になったのです。相馬市の場合ですけれども、12月13日から接種開始の予定を立てていたのが、1月22日になって、結局1月10日から開始しました。地域の混乱は相当なものです。

ですから、4回目接種の議論になってまいります。こういうことがないように、あらかじめ方針をしっかりと決めていただきたい。平井知事の話にありましたように常に新株が出てくるのです。そういうときに、フレキシブルに感染症への対応を図る必要があるのですけれども、基本はワクチン接種ということになると思ひますので、3回目のワクチン接種で私は随分振り回されたなという意識を持っているので、4回目のワクチン接種以降は、それがないようにしっかりと対応をお願いしたい。

もう一つは、保健所の保健師が大変苦労しました。例えば自宅療養ということになると、保健所の方々の御苦労というのは相当なもので、対応業務過多になりパンクしてしまうことがあるのです。保健師が大変だということは、現場にいる我々が大変だということなのです。

ですから、色々なアプローチがあると思うのですけれども、保健師が足りないという問題はもちろんあります。そのほかに、保健師だけではなくて保健師と同等の仕事ができるような人材の体制をつくっておく必要があります。パンデミックはどの地域でどのような状況になってくるか、平時には分からないところがありますので、そういった意味では人材確保だけではなくて、人材のフレキシブルな運用の仕方ということを御審議いただきたいと思っています。

次に、デジタル化についてであります。我々は、国に対して、市町村は法律が変わるたびにシステムを更新するようなことをとてもやっていられないと以前から言ってきました。システム標準化は非常に我々が望んだものでもあるのですが、反面、標準化することによって縛られるようになっては困るという議論もあるのです。それぞれの市町村の独自性をもって取り組みたい施策があり、また、その背景にはそれぞれの事情がある、やはり地域特性というものがありますから、その地域特性が反映されるようなデジタル社会を目指していただきたい。

今、平井知事の話聞いて、クラウド管理者が誰なのかということ考えると、やはり不安感も若干あります。そんなことも含めて、この政策を進めていくに当たっては、やはり地方の独自性を大いに意識しながらやっていただきたいと思っています。

もう一つは人材育成の問題です。これはそう簡単なことでありませんから、一般の職員も、専門の職員も含め人材の育成について注力いただきたいと思っています。

最後になりますけれども、議員のなり手が少ないという問題があります。我々首長としても議会がしっかりと役割を果たしていただくということが行政を進める大前提になります。議員のなり手が少ないという問題について、具体的な話が議会の代表の方々から出てくると思いますが、大きな問題として捉えていただきたい。

私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、全国町村会の荒木様、よろしくお願いたします。

○荒木会長 おはようございます。全国町村会長の熊本県嘉島町長の荒木でございます。本日は、発言の機会をいただきありがとうございます。

まず初めに、今回の諮問内容にも深く関わることでございますが、国と地方のあり方として、東京一極集中の是正と地方の活性化を車の両輪にして地方分散型の国づくりを推進することが、我が国の持続可能性の追求には必須であると考えております。このことは、現在直面する新型コロナウイルス感染症や将来の首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害への対応でも重要です。食料やエネルギーを確保し、地域経済を循環させ、脱炭素化社会を推進していく上でも極めて重要な課題だと考えております。以上の前提に立って、本会としての意見を申し上げさせていただきます。

第1に、デジタル関連のテーマに関してでございます。デジタル・トランスフォーメーションやデジタル社会の推進はあくまで手段であって、何を旨とするかの認識の共有がない

限り、検討のスタンスははっきりしません。デジタル化推進と集権化への影響について、これまでの専門小委員会でも発言があったようでございますが、絶対にそのようにならないよう、冒頭申し上げた私たちの思いと同じ方向での御検討をよろしくお願いいたします。

私たち町村は、デジタル新時代を迎える中、中央政府や東京の末端ではなく、ポストコロナ時代の先端を担うという気持ちを大切にしたいと思います。中山間、離島等の条件不利地域も含め、地理的条件や人口、経済の格差を乗り越え、小さい、遠い、不便といった地域のマイナスをプラスの個性に変え、国土全体を活かしきる手段になり得ることを期待しております。そのためには、情報通信インフラや、これを活用するためのシステムなどの社会共通基盤については、都市部と地方で格差が生じないようにユニバーサルなサービスを提供するために、国が責任を持って整備を加速化する必要があります。

その上で、例えば情報システムの標準化、共通化や、マイナンバーカードの普及等については、国からの積極的な支援が行われることで、全国的な利活用が早期に進むことと併せて、今居住する住民だけでなく、移住定住や二地域居住、テレワーク等や交流人口、関係人口の拡大、都市住民の田園回帰に寄与し、地方分散型国づくりや都市と農山漁村が共生する社会の実現に貢献するものと考えます。

また、孤独・孤立対策や生活困窮者支援、児童虐待防止など、従来地域の枠内の取組では限界があるような課題についてはデジタルを活用し、地域を越えて国や自治体のみならず、NPOなど多様な主体や専門家がつながることで地域社会の新たな可能性が広がるものと考えます。これらの視点を大事にして御検討いただければと存じます。

そして、行政分野でも地域づくりの分野でも人材が鍵を握ります。デジタル分野や後ほど申し上げる感染症対応の専門人材も含め、人材の確保、育成が将来にわたる課題になりますので、この点についても小規模自治体にとっても希望が持てる方向性を示していただくようお願いいたします。

次に情報セキュリティの重要性について申し上げます。ユニバーサルなサービスを誰でもどこでもいつでも受けられるというデジタル社会の観点からは、例えばサイバー攻撃をはじめとするインシデントのように、今後一自治体の責任というより全国自治体共通のデジタル基盤の位置付けの中でバックアップ・復旧等をどうするかも含めて情報セキュリティへの対応がますます重要になりますので、この点もよろしくお願いいたします。

最後に、町村現場では特にそうですが、住民との対面のぬくもりある活動とデジタルがうまく融合し、課題解決への柔軟な取組や地域の実情に応じた創意工夫が生かされるような仕組みがデジタル社会においてこそ必要になることも御留意していただきたく強調しておきます。

第2に、新型コロナウイルス感染症との関わりについてでございます。ワクチン接種は国・都道府県・市町村、医療機関等が連携して取り組み、初期には様々な課題や問題が発生しましたが、その都度何とか乗り越えてきております。現在、自治体の現場では3回目接種の促進など各般のコロナ対策に取り組んでおりますが、依然として各分野における人

材不足という課題は大きく残っています。特に町村部では、コロナ禍以前から大きな課題であった医師、看護師や介護人材等の不足が顕著に現れてきました。このような人的資源の不足を平時と非平時において、どのように確保、補完していくのかといった点についても議論を進めていただくようお願いいたします。

また、新型コロナ対応の緊急時における国・都道府県・市町村の役割分担や連携の制度化については、事前の備えとして対応を考えること自体は歓迎しますが、個別法の改正や運用の見直しで対応できるものも数多くあります。緊急時の対応と一般法である地方自治法そのものまで見直すことの必要性については、地方自治の原則に鑑みても少々飛躍しているように思います。地方自治制度として必要かの議論や実態を踏まえて、平時と非平時を柔軟に切り換えられるような制度設計について、しっかりとした検討が必要と考えます。

私たちがコロナ対応で改めて学んだことは、地域医療の確保をはじめ、地域コミュニティーや住民の力も含めた安全安心な地域社会の再構築です。こうした視点を忘れないように御検討をお願いいたします。

最後に、行政の広域化と自治体間の連携についてでございます。広域連携について、都道府県や近隣の自治体、さらにはデジタルも活用した遠隔自治体との連携など、多様な連携を推進することは大変重要と考えます。しかしながら、第32次地制調において、私たち町村が強く反対し、導入しない方向で決着した圏域行政など、町村の自治権を大きく損なう連携については再び議論の対象にすることのないよう、あらかじめ申し上げておきたいと思っております。私ども町村は、今後とも市町村間や都道府県と連携協力しながら、コロナ対応をはじめ、重要課題に全力を尽くしていく所存ですが、自治体間の役割分担を意識しながら、地域の実情に応じて現場に合わせた柔軟な対応が求められることを強く感じておりますので、この点もよろしくようお願いいたします。

以上、各論点について町村の立場から申し上げましたが、今後議論を進める際には、是非とも私どもの意見を十分汲み取っていただき、慎重、丁寧な議論を進めていただきますようお願いいたします。町村会からの意見とさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、全国都道府県議会議長会の柴田様、よろしくお願い致します。

○柴田会長 全国都道府県議会議長会会長の秋田県議会議長、柴田正敏です。

初めに、新型コロナ感染症対応など、国と地方公共団体等の関係についてであります。当然、国と地方の協力は不可欠ですが、人口密度や人の往来に差がある地方と首都圏では状況が異なります。このため、国は対策の基本的な枠組みを整備し、対応を地方に任せ、首長と議会が協力し、実情に沿い、臨機応変に対応できることが重要です。

議会といたしましても、日毎に変化する感染状況の下では首長に任せる部分も多いですが、コロナ関係補正予算は全都道府県で837件を議決、年2回の会期制である秋田県では専決処分ではなく、必要に応じ本会議を開催し21件を議決しております。また、感染状況や

政府の方針に対応して意見書261件を議決するなど、意思決定を行う議会として重要な役割を果たしてまいりました。

次にDXの進展についてであります。本会では有識者の協力を得ながら、昨年6月、議会がデジタル化推進に取り組む基本的な考え方について報告書を取りまとめるとともに、現在はオンライン委員会開会の留意事項などについて検討を進めております。オンライン委員会開会のための条例整備は16都府県で行われ、感染症のまん延や災害発生時のみならず、秋田県などでは多様な人材の議会への参画を促すため、議員が育児や介護に携わる場合などにオンラインで出席しております。

本会は、今後デジタル技術を活用し、住民の声をさらに議会に反映していくための方策について検討していく予定ですが、住民から地方議会へ提出される請願書や地方議会の声を国会に届ける意見書については電子的な提出が認められていないため、受け取った請願書や意見書の整理、活用には、手作業で入力等が必要になっています。提出者の利便性の向上、受け取った側の整理の効率化などを図るため、請願書や意見書の電子的提出の実現をお願いいたします。

最後に地方議会についてであります。地方議会は多くの人が関心を持ち、多様な住民の意思を踏まえた活発な審議が行われることが期待されておりますが、投票率の低下に見られるように、地方議会への関心や理解が薄れつつあるという指摘も多く、小規模な市町村を中心に議員のなり手不足が深刻化しております。加えて、議員の性別や年齢構成が偏っているという課題もあります。「政治分野における男女共同参画推進法」が昨年6月に改正され、政治分野における女性の参画はますます重要となっております。

本会では、標準会議規則に議会の欠席理由の例示として「育児、介護」を、出産の欠席期間として「産前6週産後8週」を明記するとともに、三議長会で「多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す全国大会」を開催するなど、女性をはじめとした多様な人材の参画を促す取組を行っております。

また、都道府県議会でも標準会議規則と同様の改正が行われるとともに、「政治分野における男女共同参画推進法」の改正を受け、早速、ハラスメント研修会を実施した議会があり、本会においても、令和4年度に全都道府県議会議員を対象にハラスメント研修を実施する予定としております。

お手元に配付の資料の20ページを御覧いただきたいと思います。地方議会、議員について次の3点を地方自治法に明確に規定していただきたいと思います。

地方議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること。

地方議会は、地方公共団体の意思決定を行うこと。

地方議会議員は、住民の負託に応え、自らの判断と責任において、その職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うこととあります。

こうしたことを地方自治法に明文化することは、3つの重要な意義があると考えております。それは

議会とは何かを住民にしっかりと理解いただく

議員自らその重い責任をさらに深く自覚する

女性や若者など多様な人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていく
ことでもあります。

三議長会では昨年末、国民3,000人以上を対象に地方議会に関する意識調査を実施しましたが、地方議会が団体としての意思決定をすることについて、法律にはっきり定めるべきとする回答は約6割に上りました。特に女性や若者が議員になりやすくするべきと思う人の約7割が、議会が団体としての意思決定をすることを法律にはっきり定めるべきと回答しております。こうしたことから議会の位置付け等を法律上明文化することは、女性や若者が議員になりやすい環境づくりにつながるものと考えております。

三議長会としては、この地方公共団体の意思決定を行う地方議会の位置付け等を明確にする地方自治法改正を何とか実現していただき、各議会において女性や若者をはじめとする多様な人材が参画する活力ある地方議会の実現にしっかり取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、全国市議会議長会の清水様、よろしくお願いいたします。

○清水会長 全国市議会議長会の会長を務めさせていただいております横浜市会議長の清水です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、地方分権との関係について申し上げます。デジタル化における利便性、効率性の向上、そして、感染症対策など、危機管理における指揮命令系統の一元化の要請を背景として、全体として議論の方向が中央集権体制の強化にシフトするのではないかと懸念を持っています。国と地方の関係は上下・主従から対等・協力という地方分権の基本理念と整合性を常に念頭に置いて、調査審議を進めていただきたいと思います。

次にデジタル関係について申し上げます。地方議会のデジタル化は着実に進展しており、各市議会ではデジタル技術を活用して資料の電子化、ペーパーレス化など、業務の効率化に取り組むとともに、議会活動そのものをオンラインで実施する動きが広がっています。資料4の1ページですが、全国市議会議長会が全国815市を対象に実施している調査結果によりますと、令和2年末現在で全議員を対象としてタブレット端末を導入した市は303市で37.2%、令和2年中に本会議場や委員会室にパソコンやタブレット端末の全議員持ち込みが原則になっている市は3割程度となっています。

また、資料4の2ページですが、令和2年中に委員会をはじめ、会議や行政視察等の議会活動をオンラインで開催した市は137市で16.8%となっています。議会のオンライン開催に当たっては議事の公開、議員の本人確認や自由な意思表示、情報セキュリティ対策などの諸課題をクリアする必要がありますが、感染症のまん延、大規模災害の発生時に加え、出産、育児、介護、疾病等の事情により、会議場に参集することが困難な議員については

オンラインでの参加を認めるなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の拡充について御検討いただきたいと思ひます。

次に新型コロナウイルス感染症関係について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の流行から2年以上が経過する中で、感染者情報の収集・分析、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に基づく規制の取扱い、ワクチン接種の進め方などをめぐって、国と地方団体、地方団体相互間において連携の齟齬や意見の対立による混乱が生じていました。この機会に今までの感染症対策のプロセス全体をしっかりと検証した上で、現行法制に基づく国と地方団体及び地方団体相互間の役割と責任について、改めてゼロベースで徹底的に見直すべきです。

その際には、政令指定都市、中核市などの大都市は、地域の衛生と住民の健康をサポートしている保健所を有し、地域の実情に応じた迅速、柔軟かつ機動的な感染症対策を主体的に実施することが可能ですので、政令指定都市をはじめ、各都市の意見をしっかりと聞いて、その役割と責任を明確化し、必要な権限と財源を移譲すべきであります。併せて地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現に向けて、特別自治市制度の法制化などについても御検討いただきたいと思ひます。

最後に地方議会の課題について申し上げます。最近の地方議会議員選挙における投票率の低下、無投票当選の増加、議員のなり手不足の状況は住民自治の根幹に関わる深刻な問題であります。資料4の3ページですが、平成31年4月の前回統一地方選挙において、市議会議員選挙の女性候補者の割合は18.8%、女性当選人の割合は19.9%と増加傾向にあるものの、いまだ2割程度にとどまっています。全国市議会議長会では、政治分野における男女共同参画を推進する観点から、昨年2月に標準会議規則を改正し、欠席事由として既に規定されている出産に加え、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助を具体的な例示として明文化するとともに、本年はハラスメント防止を含む新しい研修プログラムの提供などに取り組む予定です。

資料4の4ページですが、前回、統一地方選挙において、市議会議員選挙の職業別候補者のうち会社員の割合は17.5%、職業別当選人のうち会社員の割合は16.3%と2割を大きく下回る状況になっています。就業者に占める雇用者の割合は9割程度にまで上昇していることとの、不均衡を是正するため、会社員が議員に立候補し、議員として活動を継続することができるよう、立候補に伴う休暇保障制度や議員活動のための休職制度、任期満了後の復職制度など、労働法制上の具体的な手当を行う必要があります。

多様な人材で構成された活力ある地方議会を創出するために、地方議会を取り巻く課題を一つ一つ丁寧に解決していく必要があります。地方議会に対する住民の理解と関心を高め、議員をやろう、また、議員になりたいという意識を醸成していくためには、原点に立ち返って地方議会は何のためにあるのか、地方議員は何をすべきなのかという基本的な認識を共有することが出発点になります。地方議会の団体意思決定機関としての位置付け及び地方議会議員の職務について、地方自治法に明確に規定することを強く求めたいと思ひ

ます。

以上であります。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、全国町村議会議長会の南雲様、よろしくお願ひいたします。

○南雲会長 全国町村議会議長会の会長を務めております新潟県湯沢町、雪国・越後湯沢の議長の南雲でございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

初めに国と地方公共団体及び地方公共団体の相互間の関係について申し上げます。重要なのは必要な情報を的確・迅速に共有し、限りある資源を融通しながら地域の枠を超えて連携協力して、各々の現場に合った対応をしていくことではないかと考えております。現状でも過疎地域等の条件不利地域では医療資源に限られる中で、他の自治体と連携協力しながらワクチン接種を含め、感染症と一般医療に対応しております。こうした実情やこれまでの地方分権改革の議論や成果を踏まえ御審議いただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

次に地方議会について申し上げます。町村議会は議員のなり手不足が深刻な状況であります。平成31年の統一地方選挙では全町村議会の4割に当たる375町村議会が選挙を何とかやることができました。

資料5の1ページを御覧ください。赤色の折れ線が町村議会議員選挙の投票率であります。59.7%と初めて60%を切る結果となりました。かつては90%台が通常でありました。

次の2ページを御覧ください。紫色の折れ線のとおり、無投票当選者の割合が23.3%となり、さらに次の3ページにあるように定数割れも8町村と増加をいたしております。

資料の4ページの右側を御覧ください。こうした中で、第32次地方制度調査会答申では、議員のなり手不足に対する検討の方向性といたしまして、議会における多様性の確保や住民の理解を促進する取組の必要性が指摘されるとともに、次の5ページのとおり、当面の対応として議員の法的位置付けや議員報酬のあり方、請負禁止の緩和、立候補環境の整備が示されました。

次の6ページを御覧ください。第32次答申で示された請負禁止の緩和は町村議会にとって従来からの大きな課題であります。町村では法人としてではなく個人として事業を行うケースが多く見られます。個人請負は一定の請負量まで許容される法人の役員とは異なります。金額にかかわらず一律に禁止され、立候補の大きな足かせとなっております。

現実の問題を申し上げますと、例えば文房具屋を経営する商店主がもしなろうとしたときに鉛筆一本、それをもし取引があるとすれば、これはもうなれないわけでありまして、地方自治法に引っかかるわけでありまして、そして、私どものところの事例としまして、コロナ禍の中である飲食店、割烹の御主人が議員をやっているわけですが、ここが町に頼まれて1食600円のお弁当の配食をしました。これも大問題になりまして、本人の辞職の問題が取りざたされているわけでありまして、このように非常に矛盾な点が多くあるわけでありまして、この辺を御理解いただきたいと思います。この個人請負の禁止が緩和さ

れば、立候補のハードルが1つ下がり、多様な人材の議会参画につながります。早急に制度改正が実現することを強く望んでいるわけであります。

町村議会議員のなり手不足の1つの要因が月額平均21万円という低額な議員報酬であります。第32次答申ではこの点、資料を1ページお戻りいただきますけれども、5ページの左側の下線のとおりに示されております。特に2つ目の下線の部分、議員の活動量と長の活動量を比較し、その割合を基に、住民と向き合い適正な水準について議論するなどの積極的な対応を講じている事例もあるという指摘を踏まえ、当会では議会活動を活性化させ、住民の福祉向上を図るという視点で議員報酬の見直しの考え方を整理し、報告書を本年2月に公表いたしました。

資料の7ページでございます。ここでは報告書のポイントを示しているわけであります。議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、議員報酬の水準を考えるという手法を原価方式と呼んでおりますが、議会・議員の活動量を考えるに当たって重要な点は3点あります。

1点目は、監視力・政策提言能力の向上や地域・住民との連携強化を目的に議会改革を進めれば活動量は増えるということであります。

2点目は、単に活動量を増やすものではなく、その内容が問われるということであります。

3点目は、活動量とその内容を住民に示し、理解を得ることが重要であるということであります。

議会改革を進め、その活動量と内容を住民に示して理解を得ることが、結果として議員報酬の見直しにつながると考えているわけであります。

また、同じ7ページの下でありますけれども、報告書では議員報酬に併せて政務活動費を取り上げており、議会の監視力・政策提言力を高めるために必要なものとして、その導入に当たっての留意事項等を示しております。

8ページを御覧ください。原価方式において議会・議員の活動量を具体的にどのように算出するかを示しております。繰り返しになりますが、こうして算出される活動量と、その内容を住民に示して理解を得ることが大切であります。

次の9ページは議会改革の事例を示しております。こうした取組がさらに全国に広がるよう事例集を作成するなど、情報提供に努めてまいります。当会では、議会活動の充実を住民とともに考えてもらえるよう、この報告書を全国1万900人の町村議会議員全員に配付したところであります。今後、説明会等を重ねながら、議会改革を進め、その活動量と内容を住民に示して理解を得ることが、結果として議員報酬の見直しにつながるという報告書の趣旨を共有してまいりたいと思っております。

町村議会議員のなり手不足に対応するためには、こうした取組に加え、とりわけ女性議員の割合を高める努力が必要であります。資料の4ページの右側の下線部分を御覧ください。第32次答申において、議会の欠席事由に出産・育児等を認めるべきということが示されました。

資料のページが飛びまして恐縮でありますけれども、10ページを御覧ください。この答申内容も踏まえて、当会では昨年2月に出産・育児等を議会の欠席事由として認めることについて、当会の標準町村議会会議規則を改正しましたがけれども、現在3分の2の町村議会が会議規則を改正済みであり、対応しているところでもあります。こうした動きをさらに広げることや、議会におけるハラスメント対策について研修等を実施するとともに、内閣府作成の啓発動画の周知徹底に努めてまいります。

こうした町村議会議員のなり手不足問題を住民に十分に理解していただきながら腰を据えて推進していくためにも、地方議会の位置付けや議員の職務等を法律に位置付けることが是非必要であります。団体意思を決定するという議会の役割、住民の代表者としての責務を果たすという議員の職務、これらが法律上明確に位置付けられることは議会活動について住民から理解を得る契機となるとともに、女性や若者、会社員など、多様な人材の議会への参画を促すことにつながります。議員のなり手不足解消に資するものと考えております。

本調査会におきまして地方議会の位置付けや議員の職務等の法律上の明確化、さらには立候補に伴う企業等による休暇保障について、令和5年の統一地方選挙までに制度改正が実現されるよう、早急に御審議いただきますよう、是非ともよろしくお願いを申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、以後の進行なのですけれども、全国市長会の立谷会長におかれましては、公務のため11時頃に御退席をされる御予定だと伺っておりますので、まず、立谷会長への御質問等からお伺いいたします。

現在、オンラインで参加をされている方への通信がうまくできないという状況になっております。そのため、機器の復旧を試みるために立谷会長との間の質疑が終わった後で、若干休憩の時間を取ります。その後で、他の方への御質問をお受けすると思っております。それでは、いかがでしょうか。

太田委員、お願いします。

○太田委員 東京大学の太田匡彦と申します。非常に興味深い御説明をありがとうございました。

立谷市長に対する質問は、実は平井知事に対する質問と共通するものではあります。まず、立谷市長にだけお伺いしておきたいと思っております。

デジタル化、標準化を進める中で、地方の自主性を害さないようにしてくれというのは、一般論としては学者の私も考えつくことなのですが、現場におられることを強調されたのでお伺いしたく存じます。既に地方の自主性を害されたとお感じになったような実例がございますでしょうか。

○立谷会長 正直に申しまして、そこまでまだ議論は進んでないと思っています。我々は国主導でシステムを標準化することによって、各自治体における重複投資をなくしていた

だきたいと求めてきたのです。それが今進んでいるということなのですからけれども、ただ、あまり画一的になってしまうと、それぞれの地域の主体性、個性が損なわれてしまうのではないか。それぞれの自治体によって独自の取組をしようとする際、その取組が新しいシステムの中に十分生かされるようにしていただきたいという声が多くございます。そのことを申し上げました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大橋委員、お願いします。

○大橋委員 1点だけお伺いしたいと思います。上智大学の橋でございませう。

政令市や中核市から権限移譲の話が出ているというお話をいただきましたけれども、一般市の方からは何か例えば求めが出ていたりとか、そういった例はあるかどうかということをお伺いできればと思います。

○立谷会長 それはあまりございません。

ただ、例えば東北の場合の仙台市のように、それなりの政令市の規模になってきますと、実情として必ずしも県の考えと一致しないところも出てくるという、仙台市がそう言っているわけではないのですが、そのような声もあるということです。

全国市長会としては政令市も含んでおりますので、一つの検討材料ということで、御提示申し上げたということでございます。小都市においては、そのようなことはほとんどないのですけれども、例えばまん延防止策の決定等々について、政令市の規模になりますと、やはり同じ県の中でも若干の温度差があるということが、その一つの大きな要因ではないかと思っておりますので、これは皆さんに調査の上、御検討を願いたいということでございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

牧原委員は後ほど文書でよろしいでしょうか。

それでは、立谷会長はこれで退席をされるということです。

それでは、11時5分まで休憩をいたします。その間、機器の修繕を試みます。

(休憩)

○山本委員長 それでは、再開をいたします。会場の方の質疑応答は全てハンドマイクで行います。総務省の職員が質問、あるいは回答される方のところに行ってハンドマイクを渡しますので、固定のマイクに関しましては全てオフの状態にしていきたいと思っております。

それでは、いかがでしょうか。まとめて質問をお三方ぐらいいただいて、その後、まとめてお答えをいただくという形式にいたしますので、どなたに対する御質問でも結構です。

荒見委員、お願いします。

○荒見委員 名古屋大学の荒見でございます。よろしくお願いたします。

まず、知事会長の平井知事にお伺いしたいです。国と地方の協議の場の活性化が必要だというお話をされていらっしやいまして、私もお話を伺っていて改めて本当にそうだなと

思いました。活性化できていない理由を考えたときに、今日の御発表なども伺っていると、例えば今回のコロナに関してもそうですが、知事会、市長会、町村会の間でもある程度温度差が結構見られるなど、国に対して地方団体の中でも足並みが揃えにくい案件が増えているような印象を持ちました。地方六団体の中である程度事前にしっかりまとめて話したり、意見や足並みをそろえるような形はできそうなのか、お伺いさせていただければと思います。

それから、議長会の皆様にお伺いしたいです。女性のなり手が少ないというお話をされてきました。会議規則等になり手不足を改善できるように出産・育児・介護のときなどに欠席できることを位置付けたと皆さんおっしゃるのですけれども、率直に、実際に仕事と生活の両立に悩むアラフォー世代の私としては、産休等労働者として当たり前の権利が今までなかった方がおかしく感じ改めて驚きました。今、これだけ位置付けられても、実際には例えば有権者の方と話をする時間を取ったりとか、議員さん同士のおつき合いや、そういうものに時間が取られたりとか、物理的な議員の活動時間の長さの問題を考えると、この規定では、やはり女性がなり手になっていくには少し弱いのではないかと思います。言い方はきつくなりますけれども、男性にとってやりやすい議員活動の様々な仕組みの中で、もう少し具体的に現場レベルで女性の目線に変えられそうなことはないのでしょうか。

それから、審議等にオンラインの活用などが浸透していないという話もありました。日本ですとあまりデータがないのですけれども、海外の研究ですと、議会活動にかかわる物理的な時間がワークライフバランス、ひいては政治家としてのキャリアの柔軟性をなくし、女性の議員の立候補を阻害しているという実証研究などもあります。例えばオンラインでのやり取りや、家から参加する、そういった部分に関しては規程上改善が可能そうなのか、どのようにお考えなのかということをお伺いできればと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

今の御質問に深く関連する御質問を大山副会長からお願いして、その後、太田委員にお願いします。

○大山副会長 荒見委員のおっしゃったことと大体同じようなことを私も質問しようと思っていましたので、ここで質問させていただきます。

まずは国と地方の協議の場のことなのですが、私は最近、衆議院・参議院の選挙制度改革について何回か取材を受けていて、国会で地域の声を代表しなくてはいけないという話が議員の側に結構あるのですけれども、やはりそれはちょっと筋が違うので、国民代表機関をどうにかいじるのではなくて、もっと別な今ある国と地方の協議の場とかをもっと活用できないかなと思っています。それで、どうも何をやっているのか外からよく分からないところもありますので、運用上、そして制度上、このようにしたらいいのではないかなという御提案がもしあれば、いただきたいと思います。

もう一つ、やはり女性議員のことなのですが、この場でも色々制度改革を考え

なくてはいけない、多様な議員を入れていくにはどうしたらいいかということを考えるべきだと思いますけれども、議会側、あるいは議長会側でも色々できることはあるのではないかなと思っています。

特にハラスメントの問題というのは、女性とか若者に立候補したくないと思わせる非常に大きな要因なのです。研修も行うというお話をいただきましたけれども、研修してもなかなかゼロにはならないです。実際に起きてしまったときに、それを相談する窓口がないのです。議長に訴えると逆に懲罰されたりという例が残念ながらある。ですので、個々の議会で設けるのが難しければ、議長会レベルで第三者の相談窓口とか仲裁機関のようなものを設けていただくと、少し風通しがよくなるのではないかとかねて思っているのですが、その辺について御議論がもしあれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

では、太田委員、お願いします。

○太田委員 太田です。たびたび申し訳ありません。

まず、平井知事に対して細かく言うと4点、それから、三議長会のどなたでも、つまり誰かがお答えになり、他の方々もそのとおりであると思われる場合、お答えにならなくてもよろしいかと思うのですが、何点かお伺いしたいと思います。また、知事に対するご質問のうち、もし荒木町長の方で自分も答えておきたいという問題がございましたら、お願いしたく存じます。

まず、知事に、デジタルに関する問題からお伺いしますと、先ほど立谷市長にお伺いした地方の自主性を害されたと考えるような実例があれば教えていただきたいと存じます。なければ、まだ一般論レベルだということ結構でございます。

2番目が人材の問題でございまして、私が誤解したかもしれませんが、地方にもデジタル人材が必要であるとおっしゃったかと思えます。他方において、この標準化が、地方で個々に最新のシステムを備えることが大変だし、デジタル技術のことを考えれば意味がないだろうという発想に立っているのだといたしますと、どこか日本国内にいればいいという発想ではないかとも思われます。なぜ日本国内でなければならないのかというのも、よく考えるとサーバを国内に置いておけというのは随分、領域志向が強いなと思ったりしないでもないですが、標準化は、少なくとも地方に個々に人材を備える思考とは、やはりちょっと矛盾する思考、その必要はないという思考で行われている政策ではないかと思えます。

その上で、にもかかわらず、なぜデジタルに関する人材が地方にも必要であると考えられるのかということ、もう少し実例なども踏まえて御説明いただけるのであれば、教えていただきたいというのが2点目でございます。

次にコロナ関連で2点ございます。

一つは、国と連携する、協議するということに誰と協議をしたい、具体的にどういう人

たちと協議をする必要を考えているのかということでございます。大きく分けますと、一つは司令塔機能を持つ国の政治家、大臣クラスと協議をして整合性を保ちたい。これも一つのイメージであろうと思うのですが、感染症について自分のところで生じている事象を、より広い見地からどう解釈するべきかという問題を考えているのだとしますと、むしろ国の下にいる専門家集団、あるいは特に感染症の専門家の先生方と協議をする、あるいは相談するということが必要なのかという感じもいたします。

私としてはどちらかというと、地方で独自の感染症対策をやりたい場合でも客観的なデータの解釈が必要であろうから、国の感染症対策本部からは地方に自由な権限を与えてもらいつつも、その権限行使の際に国の専門家とのすり合わせ、適切な解釈を行っているかという問題のための協議が必要なのではないかと思ったりもしていたのですが、今日の平井知事のお話を聞いていますと、どうもそういう単純な話でもないようだと思いますので、その部分にどういう人たちとの何を目的とした協議を考えているのか、もう少し補充をお願いできればと思います。

最後に4番目です。これは私もまだうまく整理できていないのですが、お配りいただいた資料1の例えば5ページの3の(1)のアとかを考えますと、分断的な役割分担だけにとらわれずパートナーシップを構築するとあります。一方で、一旦個々に役割を与えて、その役割は自分で独自に行使できるようにする、ただし、全体としてはお互いに足を引っ張らないようにするというパートナーシップのような考え方と、他方で、誰がどう考えるか、どう決定権限を最終的に持っているのかよく分からないが、みんなで相談して何となく決まっているという協議、全員がある程度納得しているという協議の考え方があります。とすると、役割分担を明確化する、あるいは地方の役割分担を大きくしてくれという議論と協議・連携をしてくれというのは、常に矛盾するわけではないのですが、ちょっと相矛盾するようなベクトルを持っているようにも聞こえてきて、その点について何かお考えがあれば補充をお願いできないかということでございます。これは私自身も質問をうまくできていないとは思いますが、申し訳ありません。

議長会の方に関しては、もう少しクリアかと思えます。

一つは地方議会の役割を書いてくれということですが、書いてくれれば議員の多様性が増えるであろうというロジックが資料を読んでいてもよく分からず、議会の役割を書いてくれれば、市民全員、住民の皆さんが議会に関心を持つ、それによって立候補してもいいかなと思う人が増えてくるというロジックだとすると、3つ並んでいるというよりも単に住民の理解を増やしたいということだけではないかと思うので、そのロジックがどういうことかを御説明いただければと思います。

もう一つは書くべき内容につき、意思決定機関であると書いてくれということですが、本当に意思決定機関なのか、法学者としてちょっとよく分からないところがございます。なぜかというと、二代表制で首長が別におられることは別にしても、地方公共団体の仕事は結構法律で義務付けたり枠づけたりしており、特に義務付けられている事務

は、結局その局面では法律にのっとった意思決定をしろと言っているようなものでございまして、議会の関与もないわけです。もっとも、予算の議決は行わないと事務処理ができない。

そうなりますと、結局、議会は意思決定機関なのかということがよく分からない。どちらかというと重要事項の議決機関で議決すべき重要事項は何かというと地方自治法にも書いてある。このため、議会は本当に意思決定機関なのかというのが、私には、それが正しい理解なのかということに自信がないので、その点をどうお考えになっているのかということをお伺いしたいと思います。

3番目に、多様性の確保などを主張されているということ、あるいは無投票当選で議員になっているをご自身でも問題にされていることは健全なことであると思いますし、外野から、そのように法学者などが言ってきたのは事実でございます。

ただ、せっかくなのでお伺いしたい点は、現場として多様でないといけないとか、あるいは、無投票はやはり自分のためにもよくないと思われる理由は何かという点です。ハラスメント系の問題等を見ると、異質な女性がいるからハラスメントをやっているように見える。本音のところでは多様などになりたくないのではないか。あるいは選挙をまともにやると落選の危険だってあるわけです。だから、定数ぴったりで立候補してくれたら落選の危険がなくなったということで、非常にエゴイスティックな言い方をすれば、選挙をしなくてほっとしたと思ったりはされないのか。それでも無投票当選は自分のためにも困るのだというような何か実感のようなものをお感じになるシチュエーションがあれば、せっかくなのでお教えいただきたい。それが私からの質問になります。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、平井知事からお願いできますか。

○平井会長 非常に真摯な御質問をいただきまして、私どもも本当に先生方が一生懸命考えてくださっていることに感謝申し上げたいと思います。

まず、大山先生と荒見先生の方から、国と地方の協議の場につきましてお尋ねがございました。この国と地方の協議の場は、多分先生方も条文でしか御覧になっていないと思います。私などは出ていますので分かるのですが、ちょうどそちら側に総理大臣をはじめ、閣僚の皆さんがおられる、ここにちょうど今日のメンバーがいる、これでお話をする、しかし、時間が限られています。前回も1人2分、それで全ての課題が解決できるかということなかなか難しいです。

私たちは総理とか内閣のあり方をここで問題にするよりは全然ないのです。昔から比べると大前進でして、こういうように地方と向き合って直接話を聞こうと、それを特に地方財政対策だとか、予算の取りまとめとか、大きなときにされることというのは非常に我々としても意味がありますし、実際にそこで申し上げたことを取り上げていただけることもありますので、決してこれは無駄だとか、やり方がまずいというつもりではないのです。

ただ、もっとこの仕組みが使えないかという大山先生のようなお考えに共鳴するのです。

今も実は色々な場面でやっています。例えば文部科学省の関係で、私どもは今少人数学級をやろうと、こういうときに文部科学大臣と私ども地方側とが若干ピックアップされるのですが、カズイスティックなインフォーマルな形での国と地方の協議の場的なことをやっている。これで意見のすり合わせをしたりします。

あるいは今、地方の基幹病院、例えば公立公的病院の数を減らせということを厚労省が言ったと、とんでもないことだといって総務省さんだとか、厚労省さんだとか、間にもう1回入ってくださいまして、それで私ども地方三団体と厚労省の政務の方々とお話し合いをするような協議の場を持たせていただきました。

こういうのはコロナで今たびたびやっています、毎週のようにやっています。こういうことをこれからはもっと増やしていけるのではないかと。少なくともこのように今日も先生方はオンラインでつながっていますが、オンラインという便利なものでもできましたので、もっとフランクな意見交換をする場が必要なのではないかと。特にこれから環境問題をやるとした場合、CO2を削減しようなどという大きな目標を政府は掲げられます。しかし、恐らく実行部隊はそれぞれの地域だと思います。地域のそれぞれでCO2削減にどう環境実践ができるかということをやっているか、とてでもないけれども50%削減だとか、そういうことはできっこないです。だから、こういうのはやはり国・地方の協議をやっている方がいいのです。

ただ、年に何回かある正式な国と地方の協議の場だけではしょい込めないところがございまして、もっとここを制度的にもゆるめていただけたらいいのではないかと。そこで分科会という制度が一応あります。やったことは1回だけです。これは消費税の改正のときです。それ以外は開いたことがないです。もっとこういう仕組みをフランクに使って、そのレベルも総理が出ると大変ですから、もっと別なレベルでもいいからやって、国と地方の新しいパートナーシップをつくったらどうかと思います。

それで、地方団体の間で意見が食い違うこともあるのではないかと荒見先生が御心配されますが、大方釣り合っています。ただ、時々やはり合わないこともあります。それはやはり国側の方でもそこを見極めてもらったら多分いいと思いますし、テーマによっては私どもですり合わせをします。例えば過去にすり合わせをした例、国民健康保険です。あれを市町村から都道府県の保険者に振り替える、これは大問題でして、都道府県は基本的に反対です。しかし、市町村も困っていることも私たち広域団体として分かっている。だから、真摯な話し合いをしてまとめる方向で協議をしたこともあります。

最近も農地の改正問題、例えば農地転用の許可の問題なども市町村も含めて下ろしていくということをやりました。このために、実は下話として三団体間で結構協議をしています。これは実務としてやっていますので、その辺も御信頼いただきながら国と地方の協議の場をむしろつくっていただいた方がいいと思いますし、名前がこれだと法的に窮屈すぎるのであれば、別な制度を立ち上げてもらってもいいのではないかなと思います。新しい時代をつくっていくことはできると思っています。

それから、太田先生から4点のお話がありました。

デジタル化の支障事例ということなのですが、現実にはどうかといいますと、実は政府が考えておられるほど地方はデジタル化されていないわけではありません。特に今コロナがございまして、私ども鳥取県ではコロナのために電子申請も20倍以上に膨れ上がっているのです。そのために、県と市町村で共通のプラットフォームをつくりまして、電子申請システムの共通基盤をつくっています。こういうことを実は色々やっけていまして、例えば学校の先生方の仕事が大変なので校務の管理システムをやろうと、これで先生が異動しても鳥取県内はどこに行っても同じシステムがつくし、大抵のことは例えば成績表をつくるのか、結構システムを代替しますのでやりやすくなっている。実はもう既に地方は動いているのです。だから、ちょっと一般論として心配しているということです。

今、国が基幹システムをつくるというところで結構大きなまとまりのところを共通基盤にしようとするわけがありますが、そこに実は外国の大企業さんが落札をしたという現実があって、果たして本当に地方のそれぞれの機微にわたることがあるだろうか。例えば税務情報にしてもそうですけれども、色々なそれぞれの地域の運用がありまして、それがやりやすいように実はシステムをカスタマイズしてつくっているのです。確かに共通のところは正直に申し上げまして、日立さんとかIBMさんとか、大きなベンダさんのシステムは結構基幹でして、そこをモディファイしながら使っているのが現実だと思いますが、そこが実はそれぞれの味のある行政のシステムづくりでありまして、この辺を全部振り出しから戻すのではないかと、この辺を結構心配していることが一つです。

あと、人材の問題にも絡むのですが、その際に、実は地方ではそれぞれの都道府県なり市町村で結構システム会社ができています。それらの仕事が全部なくなってしまうのではないかと。実は岸田総理は地方からデジタル田園都市国家が始まる、デジタル改革実装化が進むとおっしゃっていて、地方でデジタルでの仕事ができるようにするとおっしゃっているのです。これが実は今の国家目標でありまして、それにふさわしい形にするのであれば、基盤をつくるとしても別のところでそうしたことに対応して、地方のそれぞれの領分でこういうことができますよというようなことをやったり、それぞれ地域のベンダなり、システム会社を育てるといっても、是非気を配っていただきたいという趣旨でございます。

現実には、例えばふるさと納税、今どこもやっています。さとふるだとか、あれは実はもともと鳥取県からできたのです。あれは安倍元総理にも言われたのですけれども、実は鳥取県のあるシステム会社が、平井がわがままを言いまして、インターネットショッピングのように納税をお礼の品をつけてできるようなシステムをつくらうと、そうしたら皆さんが寄附しやすいのではないかとって始めたのは実は鳥取県なのです。もともと鳥取県の会社がつくって、それを地方に売って、実はそれぞれの地域のお客さんが結構できているのです。こうやって地域のデジタル会社が結構育つことができるのが、実はデジタルの世界の面白さでありまして、これを全部東京で一極集中だとか、海外が独占するということにならないようにしていただければということです。

それから、国と地方がどのように関わり合うのかということと、あと、分断的な役割分担の話がございました。非常に見えにくいのかもかもしれませんが、今、何が起きているかと申しますと、特別措置法というのがあります。この特別措置法はいわば緊急事態の危機管理法制的なところがあるのですが、やや中途半端になっています。現行、国の方に対策本部があり、都道府県に対策本部があり、市町村に対策本部があり、国が総合調整をする。都道府県もある程度、その調整の権限は中間的には持っています。

ただ、市町村の保健所設置市さんなどで保健所行政をやっているわけです。それが、どのように情報共有が国まで含めてされるかというところが、実はあまりうまくいっていないのではないと言われていたのです。これは非常に大都市的なやり方と地方的なやり方が色々ございまして、結構それぞれの個性があります。

コロナのようなものは感染症なので、県境や市町村境に関係なく動いていくわけです。ですから、ある程度広域的に処理した方がいいことが多いです。しかし、そういうものを扱えるような内容に実は今なっていないくて、国に例えば決定権があるようなこと、例えば緊急事態宣言であっても、地方の実情の末端でどのようにウイルスが動いているかというのを必ずしも把握できないということです。

ですから、そここのところはやはり意思決定をするためには、ある意味きちんとした協議をしなくては行けませんし、国の方に我々が求めたいのは、地方の実情に基づいたことでやってもらいたい。今、まん延防止等重点措置は、岸田政権になりまして、基本的には都道府県の言うことを聞いてやっておられるので、あまり不満はないのですけれども、ただ、その際の協議の仕方というのは非常に曖昧な部分になっているのです。恐らく司令塔構想というのがあって、司令塔でかなり合理的な決断をしながら国全体を機動的に回すということは我々もあまり反対もしないのです。ただ、その運用として、それぞれの地域の実情に合ったものをどうやってつくっていくかというのは非常に難しい。

専門家の皆さんは感染症についての研究を非常にされていますし、権威でもいらっしゃいますし、我々現場の方でも実は習いたいのです。ただ、先生方はトータルの統計数字を見えています。今日は全国で4万9000人でしたとか、それだけ見ても実は分からないのです。ウイルスというのは非常に具体的にうつっています。平井から太田先生にうつり、太田先生から岡崎先生にうつりという、こんな形で実はうつっていくわけです。それを追いかけて、初めて今のウイルスの動き方が分かり、その対策が立てられる。そここのところが、まだ専門家の皆さんと我々現場も共有できていないところがあるのです。

この辺をもっとこうオーガナイズして上手に回さないと、こういうパンデミックに対応できないのではないかと。この辺の焦燥感が私どもの方にあるところでもあります。まん延防止等重点措置についても議論が非常に多いのはそれでもあります。先ほど申し上げましたのは、今の実勢は学校とか保育所などの子供たちにオミクロン株がうつりやすいということによるものでありまして、うつりやすいので子供たちの間で感染が起こるのです。前のデルタ株はそれがなかったです。家庭にそれを持って帰って、家庭の中でまた広がって、こ

れが今度学校なり職場に行く。実はこういうキャッチボールをしてコミュニティーの中に深く入り込んでしまったので、感染レベルが下がらなくなっているのです。だから、今までは全然やり方が違うウイルス対策になるはずなのです。

ところが、これについて申し訳ないけれども、専門家も政府の方もその対策を上手に打ち出していない。まん延防止等重点措置というものを法律で決めています、これはほとんど飲食店対策ですけれども、飲食店の感染などは数えるほどです。ここの対策を幾ら政府が法律で決めたところで実効性については正直疑問もありますし、やたらお金がかかる。だから、もっとシステム全体を見直すべきではないかと思うのですが、この辺が機動的に国のそれぞれ役所の縦割りで動くよう動かなかったりします。

我々はどこ話したいかという、正直に申し上げてトップと話したい。幾ら言っても官僚は動きませんから、だから、やはりトップ同士の話というのは非常に重要。それから、専門家の皆さんの意見も現場の状況も吸い上げていただいて、それだったらこうしようという非常にフランクな体制を、やはり感染症の司令塔としてはつくっていくべきではないか。これは多分国と地方との混合組織になるのではないかと思います。

そういう意味で、断片的に国はこの仕事、都道府県はこの仕事、市町村はこの仕事とやるとうまくいきません。

だから、権限関係について、それぞれみんな真面目にやっているのですけれども、もう少し動かし方があるのではないですかという趣旨でありまして、決して専門家の批判をしたり、国のやり方がおかしいということではなくて、もう一度議論をし直して、次のパンデミックにはうまくいけるように対策を取ってはどうかという趣旨でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

荒木会長から何かございましたらお願いします。特になければ結構です。

○荒木会長 コロナ関係についてでございますが、この感染防止対策を我々町村ではどうしているかと申しますと、国からまん延防止対策、重点措置等が出ます。それに沿って町村は対応していこうということでございますが、特に私たちは感染防止対策以上にワクチン接種に非常に力を入れております。国にお願いをするときには、何しろワクチンの接種に対してしっかりと供給をしてほしいということをお願いするのが第一でございます。

先ほどもちょっとデジタルの中でお話をいたしましたけれども、町村も4万数千人から何百人の町村までございますので、医療機関とか、そういうところが少ないところについては、医師とか看護師とか、そういう人たちを確保するための支援をお願いしたいということを、特に国というよりも県にお願いをするということ、また、医師会等をお願いをすることが多くございます。ワクチンの供給をしていただいて、ワクチン接種をすることが私たちの一番の仕事だろうということで対応しているところでございます。

ワクチン接種について、デジタルが我々のところも進んでいるのだと思うのは、VRSというので入力いたしますと、自分たちの町ばかりでなくて、他自治体で接種した人もそれに出てくるというようなことございまして、VRSに入力すると、こんなデジタル化が

進んでいるのだなと思っております。

また、町村のデジタル人材の育成ということにつきましては、町村における地域活性化施策におけるデジタル活用ということで、行政のデジタル化を活かした業務改善等を検討するために、町村からの地域情報化研究会というのを令和3年5月に設置いたしました。そして、令和4年3月まで6回の研究会を開催して、町村からの地域情報化研究会報告書、町村発地域からのデジタル変革を目指してを取りまとめて、来月5月に公表の予定でございます。

研究会におけるデジタル人材の育成、研修の必要性の議論を踏まえて、全国町村会は町村職員を対象にして研修を実施することにいたしました。名称は全国町村会デジタル創発塾ということでございまして、全国の各町村の方々、希望者全てということではございませんけれども、町村職員30名を塾生に令和4年7月に開校して、研修は対面授業とオンライン授業を組み合わせ実施をしようということで、人材の育成について町村会としても一步一步取り組んでいこうと考えている状況でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

議長会の方は柴田会長からいただいて、もし、さらに追加であればいただくということにしましょう。では、柴田会長、お願いします。

○柴田会長 荒見先生にお答えいたします。全て答えられるわけではなくて、自分の身近な経験からお答えしたいと思います。

実は、私のところでも女性や若者が政治に参画してほしいという思いがありまして、議会で3月の末、2月議会が終わる辺りに集まりをしました。若い方々、女性の方々も含めてですけれども、9名の方々が応募してございまして、県議会の議員と、それから同数程度の市民の方々がお集まりになって議論をしました。

そのときに、私はその後ちょっと仕事があったものですから中座したのですけれども、最初の辺りにびっくりしました。若い方々、女性も含めてですけれども、質問をするために準備万端なのです。資料をきっちりと携えてその場に臨んだということでありまして、結論から申し上げますと、一番ショックだったのは、秋田県庁の優秀な職員の方々が募集の要項を出して人集めをしてくれたのですけれども、その中の1人、女性の方だったと思いますけれども、こんな募集の仕方では人は来ないよと、こんなセンスのない募集では全然人は見ないよと、見たって来ないよと、それが一番印象に残っています。

私は中座したものですから、後からそれに参加した県議会の議員から話を聞いたのですけれども、みんな感動していました。今の若い人たち、それから、女性の方々、こんな発想があるのかということで、日頃県議会の人たちは田舎に帰ると「先生」と言われるわけです。そういう方々が、本当にごくごく若い、そして、普通の方々と現場で話をするとこんなことがあるのかと感動していました。今回は1回目で、募集をどうするか、若い方々を集める広報をどうするかというのが課題の1つでしたけれども、まだ2回、3回と続きがありますので、今後大変期待しています。

最近、女性の県議の方々からも実は電話で色々な相談を受けることがあります。そのときに私が言うのは、色々制度や色々なことを変えていっても、できること、できないことがある。だけれども、できるためには、あなた方が一歩前に出ると、一歩前に出れば、それは変わっていく一つのきっかけになる。後ろにちゃんと見ている人がいるからと私は言うことにしています。けれど、やはり色々な課題があるみたいです。しかし、一歩前進しないと、前に出ないと次の一歩が出ないので、まず出るということを言わせてもらっています。若い方々、女性の方々は、こちらから声かけすると反応があるのです。これは貴重なことだなと思います。

それから、太田先生の御質問ですけれども、私も先ほどから申し上げましたが、地方議会の位置付けについてであります。やはり自治法に明文化していただくことによって議会とは何かということに住民にしっかり理解をしていただくことが大事だと思いますし、もちろん議員自らその責任の重さを強く自覚すること、そして、女性や若者など多様な人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていくことにつながると思いますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、この場で申し上げることではないのかもしれませんが、定数に満たないというか、県議会の場合は1人区という選挙があるわけですけれども、1人区でAさんが当選をしました。そうすると、ほとんどの場合ずっとAさんで続くのです。もしかすると、その地域にはもっと別の発想を持たれている方、それから、こうやりたい、ああやりたいと考えている方がいらっしゃるかもしれない。だけれども、選挙になると、大体無投票でAさんが決まってしまう。こういうことはいっぱいあります。このことを何とかしなくてはいけないのではないかなとも思いますけれども、この場で発言してもいいかどうかちょっと分かりませんでしたけれども、そのことを伝えたいと思います。

それから、先生から質問がございましたこと、私の方で後からまた文書等でお届けしたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

今まさに言及いただきましたけれども、恐らくほかにも御質問があると思います。ちょっと時間が限られておりますので、是非文書でやり取りをさせていただいて補充をしたいと考えております。

それでは、清水会長、お願いします。

○清水会長 コロナについてちょっとだけ、横浜の立場でということでお話ししたいと思うのですが、やはりコロナの場合には、迅速にスピード感を持ってということがとても大事なことだったと思います。1日100万回接種という号令をかけて、特に都市部の立場からいきますと、神奈川県の場合をちょっと見てみますと、神奈川県の中にある6市でもって約8割の人口を抱えているわけなのです。そうすると、都市部の感染をスピード感を持って抑えなくてはいけないという一つの課題があったわけです。

そういう中で、先ほど平井知事のお話もあったのですが、それぞれ保健所は政令市が持

っている。その中で、要望のある手上げ方式で、そういった市には知事と同じ権限を与えてもらって対応していくことが必要ではないか。そういう議論もお願いしたい。こういったことが一つあります。

また、横浜の場合、市民病院ということで横浜駅を抱えている病院があります。この横浜市民病院のちょうど建て替えがあったのですが、その間、旧市民病院は解体をして少年野球場という計画だったのですが、コロナ対応について感染がまん延してきましたので旧市民病院の建物、以前から感染症棟等の施設がありましたので、それを継続してコロナ対応に。ところがその辺の許可、または財源について、平井知事がおられて大変恐縮ですけども、やはり県を通じてのことはなかなか時間がかかりまして、見切り発車しなくてはいけないといったことも起きました。ですから、コロナについてはそういったスピード感を持って対応していかなくてはいけない。そういうことが、やはり一つの課題を示しているのではないかなということ発言させていただきました。

以上です。

○山本委員長 南雲会長、何かございますか。

○南雲会長 全国町村議会議長会の会長の南雲でございます。

先ほど女性参画の問題が出ていました。私どもが一番悩んでいるのは、私どもは中山間地をいっぱい抱える町村議会なのです。その中で、どうしても過去からの地域文化というのですか、その中に女性が表に出ないというのが浸透しているのが中山間地域の町村にはあるわけです。これを何とか打破しなければいけないので、私どもは今その辺の取組をしているところなのですが、家庭生活と議員活動が両立できるような方法も提言して、何とか会議規則の中で先ほどお話ししたようにやっているわけです。

次に、柴田会長からもお話がありましたけれども、女性の皆さんが前に出てくる環境づくりをしなくてはならない。そのために、地域の女性リーダーの養成が必要だろうと考えていまして、私どもは若い女性の皆さんを集めて政策、そういう話にすると硬くなりますので、簡単な話で、町・村に対して何か考えていることはあるのかと、要望があるのかみたいな形を取りまして、その中から女性リーダーが生まれてくれば、それが結局議会に参画できるような形になっていくだろうと考えています。

なかなか簡単に人が出る話ではないので、何とかかつて農村が持っていた一つの文化みたいなものを様変わりさせなければならないというのは、私どもも考えたりするので、ちょっと時間的にはかかるかと思うのですが、そういうところから養成して行って、新たな展開をつくっていかなくてはならないと思っています。

また、国の方でも主権者教育の一環としまして、学校、家庭、地域において、女性議員を増やすため、政治に関心を持ってもらうためのことも必要ではないかなという感じがしていますけれども、両立をやらなければいけないというのが現状ではないかと思えます。

先ほど太田先生の方からお話がありました例の地方議員の位置付けの問題です。これに関しまして、今、確かに町村においてはそれぞれ議会基本条例とかをつくって、その中で

言っているのですけれども、少なくとも条例ですので、地域だけの当該団体だけの話になってくるのです。これを地域の住民の皆さんに理解していただくためには全国一律、法律の中できちんとした形の役割、そして、議員の責務、こういうものがはっきり出てくることによって、またそれを基に地域の人たちと色々な話をしていく。我々の責任はこういうものがあるのだと、議会はこういうものが法律で定められているのだという中で、きちんと話をしていく糧になるのではないかなという感じはしています。

これを何とかしなければ、やはり議員活動が進展していかないという部分が出てきますし、もう一つは、議会議員、今度は我々の職務、議会の位置付けはこういう法律の中に規定されているのだと、だから、これを果たさなければ自分たちの責任を果たせないのだというような形も出てこようかと思うのです。そういう観点から地方議会の位置付け、議会議員の位置付け、これを法律ですていかれるようお願いをすることによって、新しい地方議会の活性化につながると考えておりますので、よろしくをお願いを申し上げたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

さらに御質問があると思います。大屋委員、それから、岩崎委員からいただいております。それから、何人かの委員の方が恐らく御発言のためのメモをつくっておられたように見受けられます。それにつきましては、先ほども申しましたけれども、文書でやり取りをさせていただくという形をお願いできればと思います。

委員の方から御質問を事務局の方に寄せていただいて、事務局の方で取りまとめをして、それで、地方六団体の方にそれを伝えさせていただきます。地方六団体の方から、そのお答えをいただくという形で少しやり取りをさせていただいて、委員会におきまして、それをまとめて披露するという形にさせていただきたいと思っておりますけれども、それで御了解いただけますでしょうか。大変申し訳ございません。それでは、そのようにいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで地方六団体の皆様からの意見聴取、この場では終了ということにさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、また、今後のやりとりの御負担もおかけすることになってしまいますけれども、どうもありがとうございました。

それでは、その他ということですが、前回の関係省庁ヒアリングにおきまして、多くの委員の方から御質問をいただきました。時間内にお聞きできなかったものにつきまして、後日、事務局を通じて関係省庁から御回答いただくという形とさせていただいております。その追加質問の回答の内容につきまして、事務局に資料を用意していただいております。それらを含めた前回のヒアリングの概要について、事務局からごく簡単に御説明をお願いし、詳細の部分については、今日はかなり細かくまとめていただいておりますので、それを御参照いただくという形にしたいと思います。それではお願いします。

○三橋行政課長 事務局でございます。冒頭、今日は音声の不具合ございまして、大変申

し訳ございませんでした。お詫びを申し上げます。

資料でございますけれども、前回の3月10日の第2回専門小委員会におけるヒアリングの概要につきまして、資料6-1と6-2でまとめさせていただいております。

6-1が厚生労働省、内閣官房のヒアリングの概要、そして、当日の主なやり取りをまとめさせていただいております。さらに、7ページ以降でございますけれども、追加質問とその御回答も概要という形でまとめさせていただいております。そして、6-2でデジタル庁の方も同様にまとめさせていただいております。

今日はお時間もございませんので紹介だけにさせていただきますけれども、追加でいただいた質問と回答につきましては、それぞれの委員からどういう追加質問をいただいて、どういう御回答をいただいたかということ概要ではなくて、逐語的にまとめたものを参考資料として御用意させていただいたものでございます。

私の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、本日は時間がまいりましたので、ここまでとさせていただきます。

先ほど申しましたように、御質問がございましたら、是非事務局の方に、簡単にまとめた形で結構ですでお寄せいただきたいと思います。次回の日程が比較的近いので、なるべく早くお寄せいただいた方がよろしいですね。印象が鮮明なうちに、できるだけ今週中にお願ひできればと思います。

それでは、次回の日程につきましては、追って事務局から御連絡をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。